明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務九）　二
〔省　令〕
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（総務四四）　三
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（同四五）　一九
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三二）　三
〔告　示〕
○電子委任状の普及を促進するための基本的な指針の一部を変更する件（デジタル庁七）　三
○平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件（デジタル庁・総務一六）　三三
○第三十回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（財務一三四）　三四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同一三五～一三八、一四〇）　三五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一三九）　三七
○公認心理師法施行規則第三条第一項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（文部科学・厚生労働五）　三八
○公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（同六）　四〇
○公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件（同七）　四一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五七九～五八七）　四二
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同五八八）　四四
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免状更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　四五
登録海技免状失効再交付講習の登録に関する公示（同）　四五
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　四五
登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　四五
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　四五
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　四五
登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　四五
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　四五
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（同）　四七
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　四七
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　六九
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効・取上げ処分関係　七〇
会社その他
会社決算公告　七二